

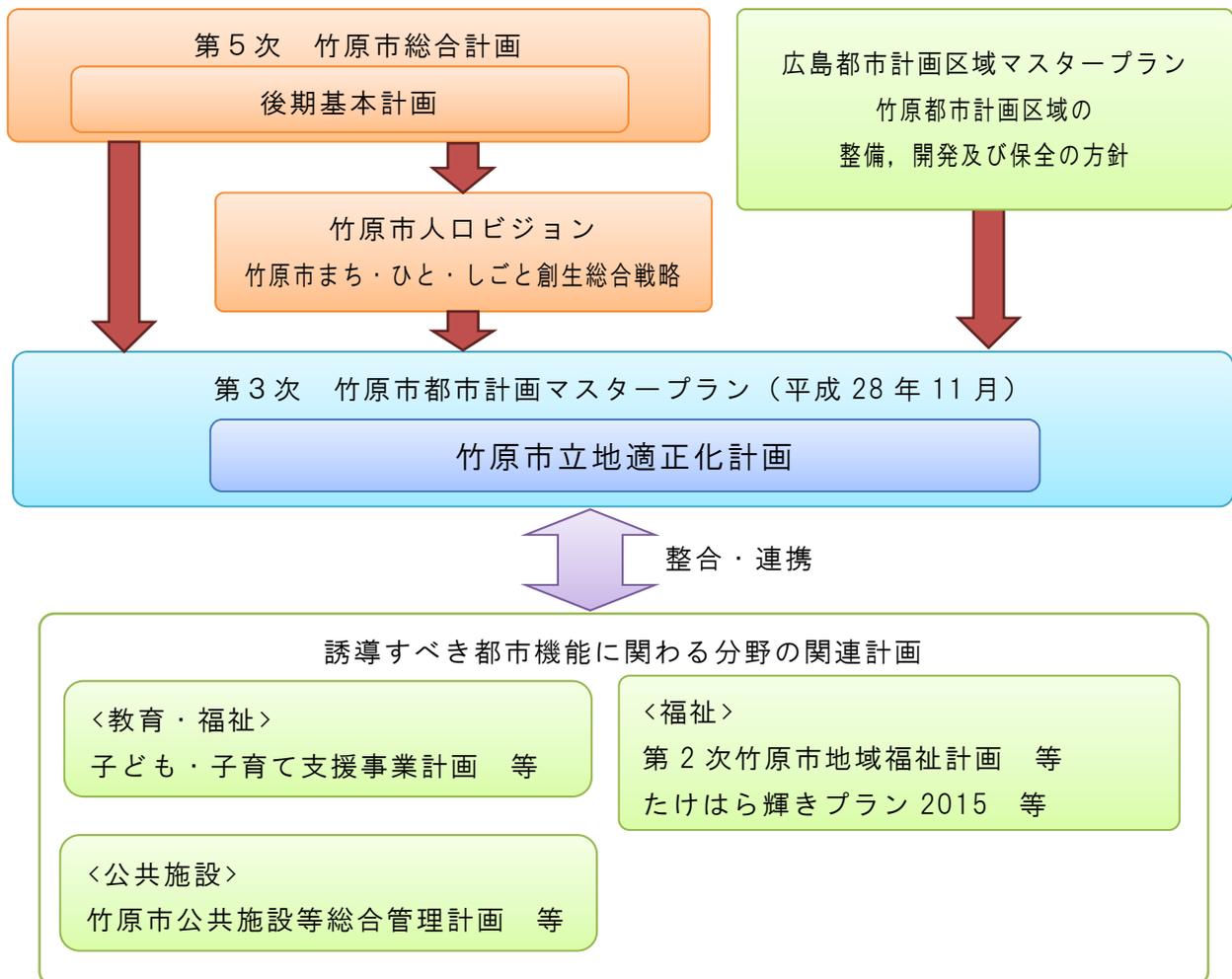
第2章 関連計画や他部局の施策等の整理

第2章 関連計画や他部局の施策等の整理

2-1 上位・関連計画

1. 立地適正化計画の上位計画との関係

立地適正化計画は、総合計画や都市計画マスタープランなどの上位計画と各分野の関連計画との整合・連携を図りながら進めます。



2. 竹原市総合計画-後期計画（平成26年8月）

■都市像	住みよさ実感 瀬戸内交流文化都市 たけはら
■後期基本計画 テーマ	「ふるさと竹原の“強み”を活かした更なる挑戦」 ～人口減少社会に対応した活力ある竹原市をめざして～
■立地適正化計画に関連する方策等(コンパクトプラスネットワーク)	
□コンパクト	<p>安全でしっかりとした都市基盤づくりへの挑戦 <チャレンジプロジェクト5>(p.18) ★人口減少社会に対応したコンパクトなまちづくりの推進</p> <p>第5章 安全でしっかりとした都市基盤づくりへの挑戦 (p.111) 第1節 計画的な土地利用と市街地整備の推進 1 計画的な土地利用の推進 (1)秩序ある土地利用の推進 人口減少社会に対応したコンパクトなまちづくりを行い、持続可能な社会を形成するため、市街地の拡散を防止し、計画的な土地利用と規制誘導を図ります。</p>
□ネットワーク	<p>第5節 公共交通体系の整備 (p.122) 1 公共交通を支える体制の充実 行政、市民、関係機関、交通事業者等で設置している竹原市地域公共交通活性化協議会において、引き続き公共交通のあり方について検討していくとともに、地域の公共交通を支える意識の醸成に努めます。</p> <p>2 JR呉線の機能強化 JR呉線の輸送力の強化や利便性の向上に向け、市民・関係自治体と連携して、西日本旅客鉄道株式会社や国等へ働きかけます。</p> <p>3 バス路線等の確保・充実 市民ニーズを把握し、効率的かつ効果的な乗合バスなどの確保・充実に努めます。</p> <p>4 海上交通による利便性の確保等 市民等の海上交通による利便性を確保するとともに、施設の改善など機能強化の促進に努めます。また、港のにぎわいづくりに取り組みます。</p>

3. 竹原都市計画区域マスタープラン（平成23年5月 広島県）

■ 区域の将来像	文化に彩られたにぎわいの拠点都市
■ 立地適正化計画に関連する方策等(コンパクトプラスネットワーク)	
【持続可能なまちづくり】(p.10)	
○ 竹原市中心部においては、 <u>広域公共交通の結節点であるJR竹原駅周辺を中心に商業・業務機能、行政サービス機能等の都市的機能の集積を図るとともに</u> 、歴史的まちなみ等の保存と継承を図りつつ、調和のとれた <u>集約型都市構造の形成</u> を目指します。	
○ その他の周辺地域においては、 <u>広域公共交通の結節点であるJR駅周辺地区を中心として</u> 、自然環境との健全な調和に配慮しながら、 <u>地域の日常的な生活活動を支える地域拠点としての機能の強化</u> を図ります。	
■ 将来都市構造 (p.13)	
○ <u>都市拠点：都市機能の集積を推進し</u> 、広域拠点による機能補完を受けつつも、一定程度の独立性を持つ拠点	
⇒竹原市中心部	

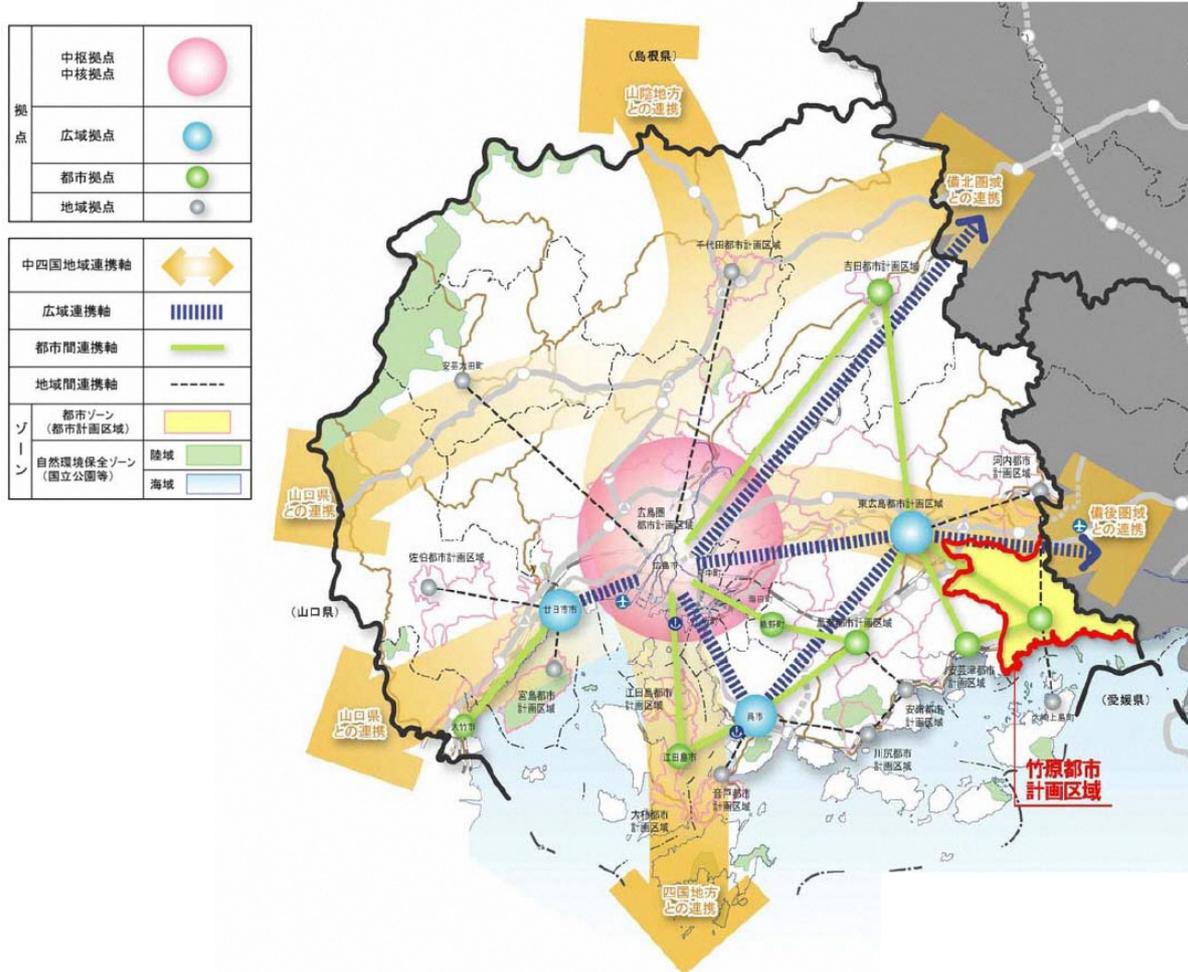


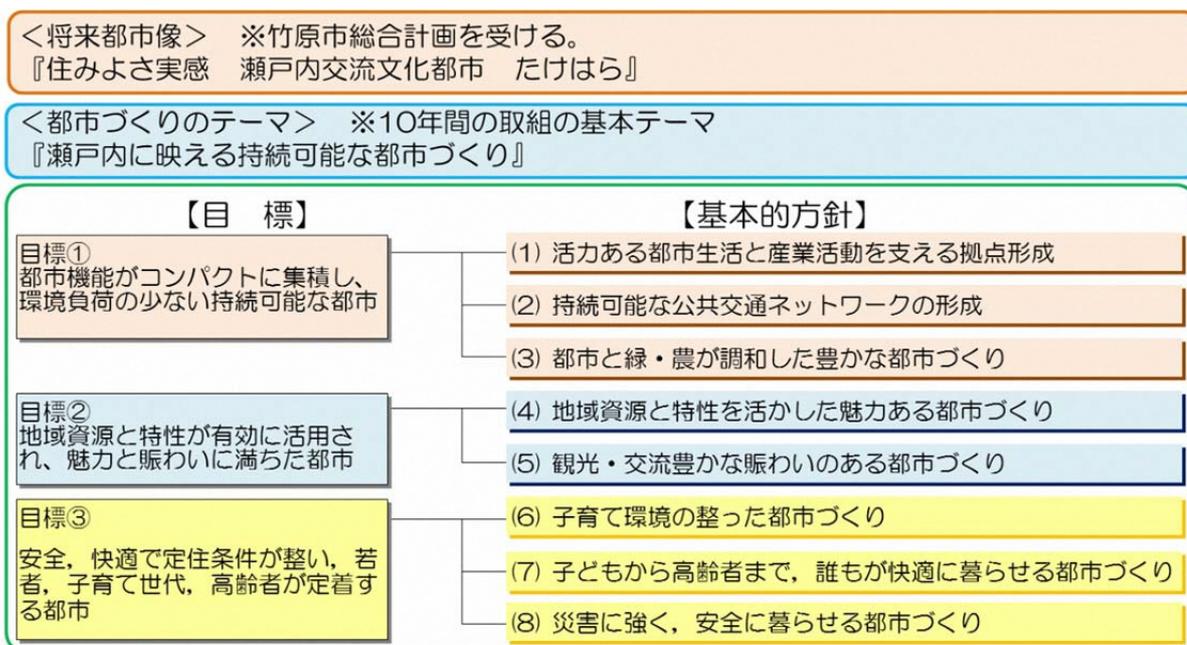
図 将来都市構造図

資料：竹原都市計画区域マスタープラン(H23.5)広島県

4. 竹原市都市計画マスタープラン（平成 28 年 11 月）

■将来都市像	『住みよさ実感 瀬戸内交流文化都市 たけはら』
■立地適正化計画に関連する方策等(コンパクトプラスネットワーク)	
□コンパクト	<p>●都市機能の集約化とネットワーク化によるコンパクトな市街地の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市街地における適正な人口密度の維持、災害リスクの低減などに配慮した居住地の適切な誘導を通じて、コンパクトな市街地の形成を図ります。
□ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ○都市の低炭素化、持続可能な都市づくりに向けて、都市機能の都市拠点への集約化及び都市拠点と各地域との公共交通によるネットワーク化を図ります。
□コンパクトな市街地の形成に向けた土地利用制度の運用の方針	<ul style="list-style-type: none"> ○都市再生特別措置法第 81 条に基づく立地適正化計画の策定とそれに基づく都市機能誘導区域、居住誘導区域の指定により、新たな都市機能の立地及び居住地の形成を誘導します。 ○将来の市街地規模、形態を見通した用途地域の見直しを行うとともに、見直し後の用途地域外の区域について、都市再生特別措置法第 89 条に基づく居住調整地域の指定等により新たな市街化を抑制します。 ○開発許可制度の運用などにより、土砂災害警戒区域などの災害リスクのある区域における開発を抑制します。

図 都市計画マスタープランにおける都市づくりの基本的方針



資料：竹原市都市計画マスタープラン(H28.11)

図 都市計画マスタープランにおける集約型都市構造のイメージ

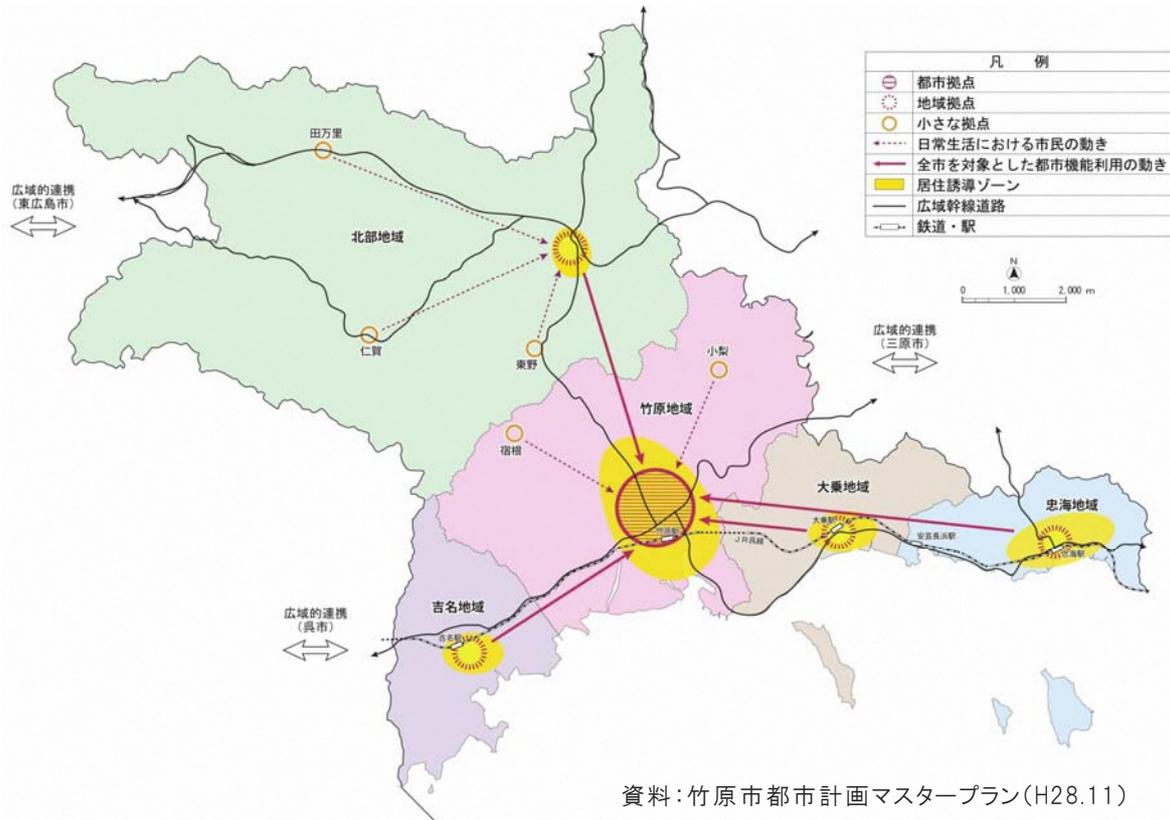


表 集約型都市構造形成の方向性

	都市機能の集約化	居住地の誘導	公共交通ネットワーク
都市拠点 竹原	<ul style="list-style-type: none"> ・竹原市の中心地としての都市機能の集積化 ・全市を対象とした都市的サービス機能 <ul style="list-style-type: none"> ・業務機能 ・観光, 交流機能 ・交通機能 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活の利便性の高い都市拠点周辺への誘導による誰もが歩いて暮らせる居住地の形成 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域拠点や, 各集落と連絡する公共交通ネットワークの充実 ・近隣市町及び広域と連絡する公共交通ネットワークの充実
地域拠点 大乗, 忠海 吉名, 北部	<ul style="list-style-type: none"> ・生活圏の中心地としての都市機能の充実 ・地域を対象とした都市的サービス機能 <ul style="list-style-type: none"> ・地域特性に応じた観光, 交流機能 ・交通機能 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活の利便性の高い地域拠点周辺, 鉄道駅周辺への誘導による誰もが歩いて暮らせる居住地の形成 	<ul style="list-style-type: none"> ・各集落や, 都市拠点と連絡する公共交通ネットワークの充実
集落中心地 小梨, 宿根 東野, 仁賀 田万里	<ul style="list-style-type: none"> ・都市・地域拠点から離れた集落における集落中心機能の維持 <ul style="list-style-type: none"> ・集会機能 ・生活支援機能 	<ul style="list-style-type: none"> ・集落を維持する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最適な交通手段による集落中心地と地域拠点や, 都市拠点を連絡する公共交通ネットワークの充実

5. 竹原市人口ビジョン（平成 27 年 10 月）

■めざすべき将来の方向(p.33)

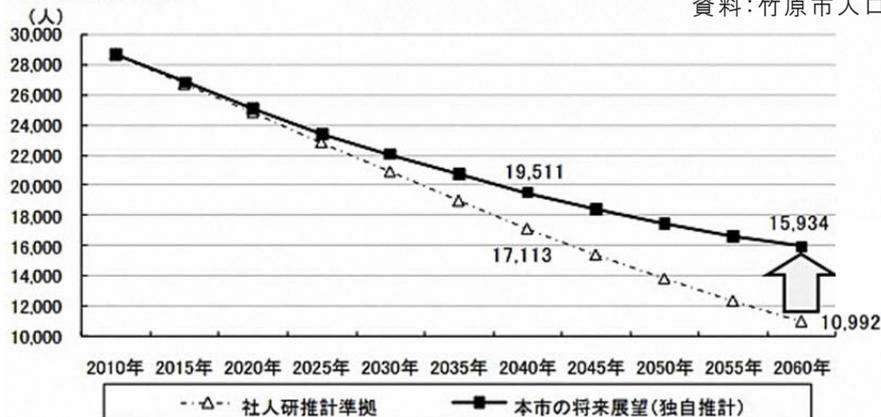
- 若い世代が住み続けたいと思える環境の整備
- 魅力ある就業の場の確保と安定した雇用の創出
- 生涯を通じての健康づくりと安心して暮らせる生活基盤の確保

■人口の将来展望（p.34）

- 人口減少・少子高齢化に歯止めをかけ、持続可能な自治体となるよう、平成 72(2060)年に 16,000 人の人口規模を維持、人口構造の若返りを目指す。

■本市の人口推計

資料：竹原市人口ビジョン(H27.10)



6. 竹原市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 27 年 10 月）

<p>■基本目標</p>	<p>(4)「まちの創生」の施策の方向性(p.10)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市機能のある程度集約化し、人口減少に対応した活力あるまちをつくる観点から、<u>公共施設ゾーンの再編整備を含めたコンパクトな市街地整備や公共交通の在り方、市内の遊休地等や空き家の利活用についての取組みを推進</u>します。
<p>■立地適正化計画に関連する方策等(コンパクトプラスネットワーク)</p>	
<p>□コンパクト</p>	<p>①住環境の充実と土地活用方策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「竹原に住みたい、竹原で暮らしたい」という方にとって、「住まい」の視点は重要であることから、土地や住宅に関わる情報の把握に努め、住まいに関する様々な情報提供・発信を行い、特に、<u>利用可能な空き家の把握、再生、活用等に積極的に取り組みます</u>。また、まちの活性化の観点から、<u>市内の遊休地等について、公共利用のみならず、民による活用も視野に入れた新たな土地利活用方策の検討</u>を行います。 ○ 更に、若い世代の結婚生活及び子育て環境の充実のため、住環境等の整備を進めます。
<p>□ネットワーク</p>	<p>②コンパクトな市街地整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 少子高齢化の進行により、まちの活力が失われつつあることから、<u>都市計画マスタープランの見直しや立地適正化計画の策定</u>により、本市のあるべき姿を示します。 ○ コンパクトで個性ある市街地の形成を目指し、本市の「まちの中心」を充実・強化するため、新開土地区画整理事業の推進や市役所、市民館などが立地する公共施設ゾーンの再編・整備に取り組み、<u>良好な市街地環境を創出するとともに、まちの形態に即した公共交通体系についても併せて検討</u>します。

7. 第2次竹原市地域福祉計画（平成29年3月）

地域福祉推進に向けた取組(p.42)

①コンパクトなまちづくりの推進

「都市計画マスタープラン」や「立地適正化計画」の策定と、それに基づく都市拠点や地域拠点における都市機能の充実に向けた取組を進めます。

取組	主な内容	取組の主体
歩いて暮らせるまちづくりの推進	◇「立地適正化計画」の策定と、都市機能誘導区域や居住誘導区域の指定 ◇生活サービス施設が集積し、高齢者等が安心して歩いて暮らせるまちづくりの推進	行政
公共施設ゾーンの整備による都心核の形成	◇現在の市役所庁舎等の敷地を活用したホールや集会施設、図書館・文化施設機能などの再配置と市民活動拠点の形成に向けた検討	行政

8. たけはら輝きプラン2015（平成27年3月）

■施策の体系(p.41)

- 基本理念 高齢期になっても、自分らしく輝き、いきいきと笑顔で暮らせるまち竹原
- 基本目標 竹原市の特性に応じた地域包括ケアシステムを構築する
- 基本方針 これまでの取組による蓄積を活かして地域包括ケアシステムの体制づくりを本格化させる

1 地域包括ケアシステムの構築

①新しい総合事業導入等による支援体制の構築	・新しい総合事業に向けた体制の整備 ・民間事業も含めた既存の地域資源の活用 ・生活支援サービスの体制整備
②地域包括支援センターの機能強化	・地域包括支援センターとそのプラチ(在宅介護支援センター)の機能・取組強化 ・地域ケア会議の充実 ・ケアマネジャー(介護支援専門員)の資質向上
③在宅医療・介護連携の推進	・医療・介護連携会議の開催 ・医療・介護連携事業の実施 ・近隣自治体及び医療機関等との連携

4 安心できる地域づくりの推進

①高齢者の住まいの充実	・高齢者の居住環境の整備 ・多様な暮らし方に対応した住宅の促進
②バリアフリーのまちづくり	・公共施設・交通等のバリアフリー化の促進 ・福祉のまちづくり条例の推進 ・人にやさしいまちづくりの促進
③防犯・防災の推進	・災害時避難支援等の推進 ・地域の防犯の取組の促進

9. 子ども・子育て支援事業計画（平成27年3月）

■基本理念(p.38)

人口減少・少子高齢化に伴って年少人口の占める割合も年々減少し続けています。また、全国的に子どもの虐待やいじめが問題となっており、すべての子どもの人権の確保と環境整備を進めていくことが重要です。

第6章 重点プロジェクト（p.84）

Project1 教育・保育施設の適正化に向けて取り組みます

1. 教育・保育のあり方についての検討

教育・保育施設に入所を希望する子どもの全員入所を保障し、市全域で良質な教育・保育が今後も継続的に提供できる体制づくりや施設整備を行います。

また、再整備する施設の設置位置や定員、提供するサービス等については、集団教育や集団保育の確保を基底に就学前児童数の推計や保護者のニーズ、地域の状況等を踏まえて検討を行う中で、教育・保育提供区域ごとの教育・保育、地域子育て支援事業の供給体制の確保を図るため、**適正な地域に、適正な規模の施設を配置します。**

Project2 子どもを産み育てやすい環境をつくります

1. ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

「次世代育成支援対策推進法」が延長されたことに伴い、事業所等の一般事業主行動計画の策定や実施を一層促進することが求められています。

いわゆるワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭の調和)が図られた、働きやすく、子育てのしやすいまちを目指し、制度の普及・啓発に努めます。